

講演にあたっての免責事項

1. 開催中止

天災、事変、感染症等により施設の使用が困難となった場合、政府および行政機関等から催事の自粛要請等があった場合、または十分な参加者がいないなどの止むを得ない事由がある場合は、予告なく開催を中止する場合があります。

2. プログラム変更

天災、事故等により施設の使用に支障が出た場合、他の講演で遅延等が発生した場合など、止むを得ない事由がある場合は、予告なく講演会場、講演時間等を変更する場合があります。

3. 講演中止

講演申込書の内容と全く異なる講演が行われた場合は、講演を中止する場合があります。

4. 録画、録音等の制限

聴講者が講演の録画、録音およびこれに類する行為を行うことを禁止しております。ただし、プレス登録をされた方が講演者の承諾のもとに録画することは認めております。本会では、承諾を得ていない録画、録音等の行為が行われないようにできる限りの注意を払って運営しておりますが、完全なものではないことを予めご了承下さい。

5. 設備不良

本会では、講演会場の設備不良等により講演に支障を来たさないよう最大限の注意を払って運営しておりますが、完全なものではないことを予めご了承下さい。なお、設備不良により、一部の機材等が使用できない場合があります。

6. 賠償責任

開催中止、プログラム変更、講演中止、違法な録画・録音、設備不良などにより発生した講演者のいかなる損害に対しても、本会は賠償責任を負いません。